

## 八王子市高等職業訓練促進給付金等支給要綱

平成19年4月1日施行  
平成20年10月1日改正  
平成21年2月4日改正  
平成21年6月5日改正  
平成24年4月1日改正  
平成24年8月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成25年10月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成26年10月1日改正  
平成27年4月10日改正  
平成28年1月1日改正  
平成28年4月1日改正  
平成28年12月15日改正  
平成30年1月1日改正  
平成30年4月1日改正  
平成30年8月10日改正  
令和元年5月10日改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう）が、就業の際に有利な資格を取得するために養成機関での受講を行うにあたって、その期間中の生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供するために、養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することについて、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年省令第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭職業訓練修了支援給付金及び父子家庭職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は養成機関において修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)

以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において「児童」とは、20歳に満たないものをいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にある者であること。
- (2) 市長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると市長が認める者であること。
- (4) 原則として、過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けていない者であること。

(対象資格)

第4条 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている次に掲げる資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 保健師
- (13) 助産師
- (14) 理容師
- (15) その他市長が特に認める国家資格

第5条

(1) 訓練促進給付金

ア訓練促進給付金の支給期間は、第4条の対象者が修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。(平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する

期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その時間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。）。

なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて、資格取得に必要な期間とすること。

イ平成30年4月1日より、訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、通算36月を超えない範囲で支給するものとする。

ウ訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

## （2）修了支援給付金

修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

## 第6条

### （1）訓練促進給付金

訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（地方税法の規定による特別区民税を含むものとし、地方税法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割額を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令に定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令に定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額140,000円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は、

月額141,000円)

イ アに掲げる者以外の者 月額 70,500円 (養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額110,500円)

## (2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 対象者及び当該対象者と同じの世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

イ アに掲げる者以外の者 25,000円

## (事前相談の実施)

第7条 市長は、事前に養成機関において1年以上のカリキュラムを修業しようとする母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるものとする。

2 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するものとする。

3 本事業は、給付金の支給を行うことにより、受講に際してその期間中の生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握するものとする。

なお、その際には、プライバシーに配慮する。

4 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、東京都社会福祉協議会が実施主体である「東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介するものとする。また、母子父子福祉資金貸付金の技能習得資金等についても紹介するものとする。

5 准看護師の資格を取得するために、養成機関での修業を希望する者には、平成30年4月1日より、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合に、通算36月を超えない範囲で当該給付金の支給が可能である旨の説明を事前相談において行うこと。

## (給付金の申請・支給等)

第8条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業開始日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

2 前項の規定による申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によりその内容を確認することができる場合は、この限りではない。

### (1) 訓練促進給付金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本

イ 申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票の写し

ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合。以下同じ。)又は

申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第2号様式））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書（第3号様式）、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

オ 第6条（1）アに掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税（非課税）証明書その他第6条（1）アに掲げる者に該当することを証明する書類（当該申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書（第3号様式）、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

カ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

## （2）修了支援給付金

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

ウ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第2号様式））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年）の状況を証明できるものに限る。）

エ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書（第3号様式）、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

オ 第6条（2）アに掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税（非課税）証明書その他第6条（2）アに掲げる者に該当するこ

とを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）の状況を証明できるものに限る。また、当該申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書（第3号様式）、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類）

カ 修業していた養成機関の長が証明する修了証明書等の写し

- 3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があつた場合は、当該申請者が支給要件に該当しているか否かを審査し、支給の可否を決定して、訓練促進給付金の場合は高等職業訓練促進給付金支給審査結果通知書（第4号様式）、修了支援給付金の場合は高等職業訓練修了支援給付金支給審査結果通知書（第5号様式）により当該審査結果を申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により給付金の支給決定通知を受けた申請者は、訓練促進給付金の場合は高等職業訓練促進給付金請求書（第6号様式）に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類を添付し、修了支援給付金の場合は高等職業訓練修了支援給付金請求書（第7号様式）により給付金を市長に請求するものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

- 第9条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者並びに支給期間の上限を超えて修学を継続している者（以下「受給者等」という。）に対し、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、定期的に出席状況に関する報告を求めるほか、定期的に移住単位証明書の提出を求めることができるものとする。
- 2 市長は、受給者に対し、前号のほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができるものとする。
  - 3 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくする者を含む。）に異動があつたときは、やむを得ない事情がある場合を除き、14日以内に、高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第8号様式）又は高等職業訓練促進給付金課税状況等変更届（第9号様式）に事実が確認できる書類を添付して市長に届けなければならない。

（支給決定の取消し及び支給額の変更）

- 第10条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取消し、遅滞なく高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（第10号様式）により、その旨を当該受給者に通知するものとする。また、世帯の課税状況等の変更により支給額を変更する場合は、遅滞なく高等職業訓練

促進給付金支給額変更決定通知書（第 11 号様式）により、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の内容については、平成20年4月 1 日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成19年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の内容については、平成24年4月1日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成23年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の内容については、平成25年4月1日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成25年3月31日以前から養成機関において受講をしている者については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正

を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。この場合において、施行日から適用日までの間に改正前の八王子市母子家庭等高等技能訓練促進費等支給要綱に基づいてなされた申請その他の手続は、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第8条第2項第1号ウ及び同項第2号ウの規定は、平成31年8月以後の申請について適用し、平成31年7月以前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月10日から施行し、平成30年8月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができる。